

介護保険制度における住宅改修について（施工業者の方へ）

令和4年9月 始良市役所 長寿・障害福祉課 介護保険係

平素より本市の介護保険事業にご協力頂き誠にありがとうございます。本市の介護保険制度における住宅改修について、施工業者の方からご質問等寄せられる内容を下記にまとめました。なお、厚生労働省より複数業者から見積もりを取るよう通知（老高発0713第1号 平成30年7月13日）があり、本市では5万円以上は2社見積もりをお願いしております。

1、住宅改修について（始良市パンフレット「あったかいね 介護保険」より抜粋）

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給 **事前の申請が必要です！**

要介護1～5の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

要支援1・2の人

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、費用が支給されます。

介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」


※上記の改修にともなって必要となる工事も支給の対象になります。



■サービス費用について

いったん利用者が全額負担します。あとで始良市に申請すると、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅改修利用の手順

- 1 家族や専門家などに相談**
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。
- 2 始良市への事前申請／始良市の確認**
提出書類
 - 住宅改修が必要な理由書
 - 工事費見積書
 - 改修部分の日付入りの写真や図（改修後の完成予定の状態がわかるもの）
 - 住宅所有者の承諾書（改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合） など
- 3 工事の実施**
- 4 住宅改修費の支給申請（工事後）**
提出書類
 - 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 工事費内訳書
 - 完成後の状態を確認できる書類（改修前、改修後の日付入りの写真を添付）
- 5 住宅改修費の支給**

2、提出書類作成例

始良市では指定の書式はありませんが、下記①～④は必ず作成をお願いしております。

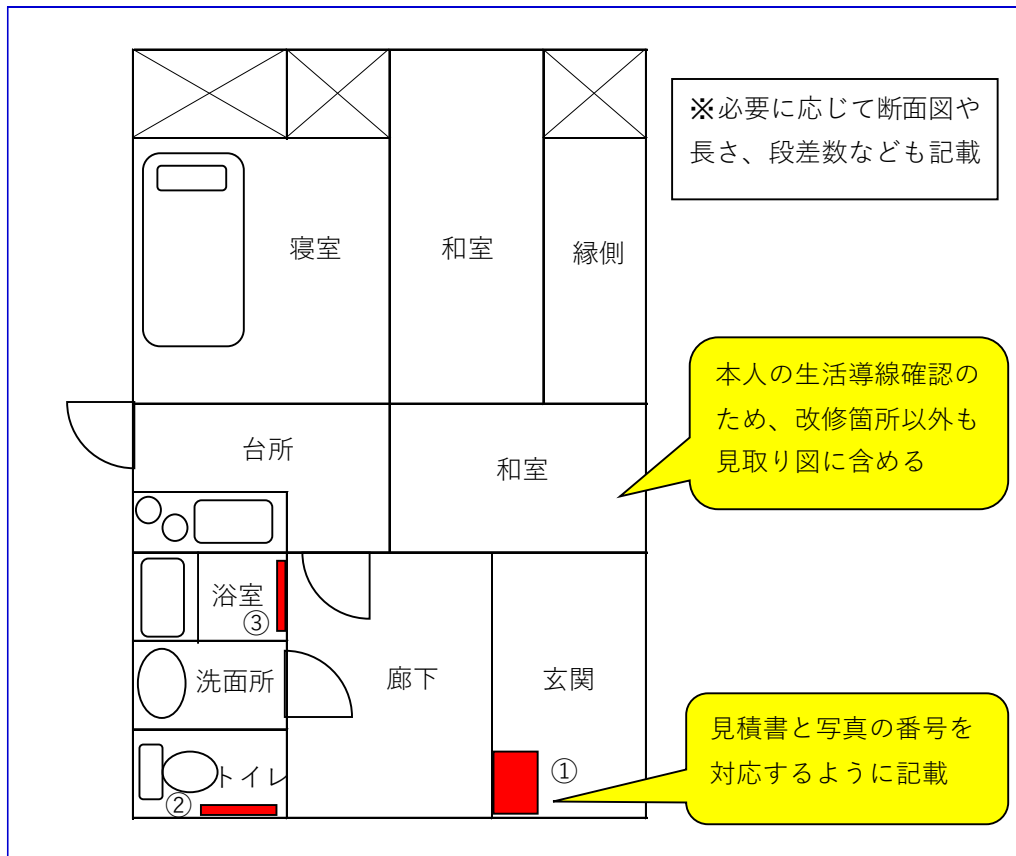
① 工事費見積書（内訳書）…工事前・工事後ともに提出

工事費内訳（御見積書）							
始良 花子様				作成日			
				株式会社〇〇			
金額 25,520 円				担当△△			
改修場所 始良市宮島町25番地							
写真番号	住宅改修の種類	場所	名称	内容	数量	金額	備考
①	(2)	玄関	踏み台	1段W600×D300×H140mm	1台	12,000	施工費込み
②	(1)	トイレ	木製手すり	横900 φ35	1本	3,200	施工費込み
③	(1)	浴室	アルミ樹脂巻き手すり	横800×縦600 φ32	1本	8,000	施工費込み
介護保険による住宅改修の種類					小計	23,200	
(1)手すり取付け (2)段差解消 (3)滑り防止・床または通路面の材料変更 (4)扉の取替え (5)便器取替え (6)その他付帯工事					消費税	2,320	
					総合計	25,520	

厚生労働大臣が定める住宅改修の種類を明確にし、写真と見積書、見取り図の番号を対応させてください。


材料を切るなど加工した場合は、加工後のサイズや価格を記入してください。

② 見取図…工事前に提出



③ 写真…工事前・工事後ともに提出

改修前



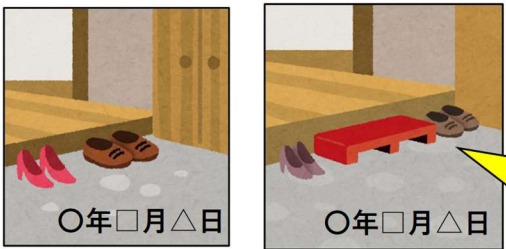
○年□△日

①玄関 踏み台 施工前

原則写真の中に日付が入るようにする

見積書や見取り図の番号と対応させ、完成イメージがわかるようにする

改修後



○年□月△日 ○年□月△日

①玄関 踏み台 施工前 ①玄関 踏み台 施工後

改修箇所が前後比較できるようにするため写真はなるべく同じ角度から撮影する

④ 領収証…工事後に提出

領収証

始良 花子様

金額 25,520円
内訳 消費税合計 2,320円

但し 介護保険住宅改修費として
上記のとおり領収いたしました

○年□月△日

株式会社○○ 担当△△

5万円以上は
収入印紙を添付

但し書きに介護保険
住宅改修費とわかる
ように記載

領収日を必ず記載